

自動継続外貨定期預金規定

1. (取扱店の範囲) この預金は、当店に限り預入または払戻ができます。
2. (預入) この預金に受入れできるものは、預入通貨と同一通貨による次のものとします。
 - ① 円現金および振替による円資金 (資金決済を確認済みのもの)
 - ② 振替による外貨資金 (外貨普通預金)
3. (自動継続と預金の支払時期)
 - (1) この預金は証書表面記載の満期日 (継続をしたときはその満期日) に拘わらずいつでも利息とともに支払います。
 - (2) この預金は自動継続扱いとし、証書表面記載の満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
 - (3) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
4. (利 息)
 - (1) この預金の利息は、預入日 (継続をした場合は継続日) から満期日の前日までの期間について証書表面記載の利率 (継続した場合は上記 3.(2)の利率) によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に元金に組み入れて継続するか、または指定口座に入金します。
 - (2) 利息を指定口座へ入金する場合で日本円口座に入金する際は、満期日 (継続をした場合はその満期日) の当行所定の外国為替相場を適用します。
 - (3) この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日 (継続をした場合は最後の継続日) から解約日の前日までの期間について、当行所定の利率 (解約利率) によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (4) この預金の付利単位は預入外貨の補助通貨単位とし、1 年を 360 日として日割で計算します。
5. (外国為替相場・手数料)
 - (1) この預金の預入れまたは払戻しを円貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算します。
 - (2) この預金の預入れまたは払戻しについて、当行所定の取扱手数料をいただくことがあります。
 - (3) この預金取引を行うに際しては、外国為替市場の変動により、払戻時の元利合計円貨額が預入時の元本円貨額を下回る元本割れが生じる可能性があること、また、預入時と払戻時の外国為替市場水準に変動がなかった場合であっても、預入取引と払戻取引のそれぞれに適用される換算相場の相違により元本割れが生じる可能性があることを承認したものとし、当行はその責任を一切負いません。
6. (外国為替予約) この預金の預入元金または払戻元金及び利息に対し外国為替予約を締結することはできません。
7. (預金の解約)
 - (1) この預金を解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して提出してください。
 - (2) 前項の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認が出来るまで払戻しを行いません。
 - (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができますものとし、なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、及び第 7 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ 第 7 条の 2 第 1 項から第 3 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき
 - ⑥ この預金マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに順ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という) に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - 7 の 2. 取引の制限等
 - (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保有している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、払戻し等を一部制限する場合があります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込金の受入れ等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。
8. (届出事項の変更等)
- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払、または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 当行にお持ちの口座の通帳・証書・契約の証・各種カードを再発行する場合には、当行に過失がある場合を除き、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
9. (成年後見人等の届け出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届けてください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届けてください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届けてください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届けてください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
10. (印鑑照合等) 証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により請求することができます。
11. (盗難証書による払戻し等)
- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行なわれていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額および手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 証書の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
12. (譲渡、質入れの禁止)
- (1) この預金は、当行の承諾なしに譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、届出の印章（または署名）により相殺通知書面に記名押印（または署名）して、さらに証書裏面の受取欄、または証書を発行していない場合には当行所定の用紙に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法等を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (預金保険) この預金には、預金保険は適用されません。

15. (規定の援用) 当行との取引に関し、この規定に定めのない事項については、当行の規定、規則、手続慣例等すべて当行の定めるところによるものとします。

16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

17. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引については、上記規定のほか日本における外国為替法規が適用されます。

(2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 7 条第 4 項各号のいずれにも該当しない場合に開設および利用をすることができ、第 7 条第 4 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設および利用をお断りするものとします。

以 上

<香川銀行 N7000210T 2020.4>